

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

副委員長	清水和弘君	加藤敬徳君
	斉藤芳夫君	長谷部集君
	内藤久歳君	藤原正夫君

欠席委員（1名）

委員長 金丸寛君

傍聴議員（10名）

議長	清水正二君	伊藤毅君
	秋山照雄君	横山洋介君
	金丸幸司君	滝川美幸君
	五味武彦君	有泉庸一郎君
	山本英俊君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	小林信生君	上下水道部長	古屋正彦君
双葉支所長兼 市民地域課長	向山治子君	建設課長	小宮山尚君
都市計画課長	宮本裕君	農林振興課長	箭本太君
上水道課長	望月新路君	下水道課長	寺島信君
環境土木係長	長田茂君	建設総務係長	森田公君
建設管理係長	保坂俊和君	建設土木係長	中澤一昭君
整備係長	斉藤一也君	緑化推進係長	三井賢治君

農林総務係長	久保 欽一 君	農林振興係長	丸茂 貴幸 君
農林管理係長	樋口 一 君	農林基盤整備係長	小松 利也 君
農業委員会事務局庶務係長	高須 秀樹 君	上水道総務係長	鷹野 美穂 君
給水係長	小澤 裕一 君	下水道総務係長	森川 嘉亮 君
下水道施設係長	中島 茂樹 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田 泰司	書記	長田 大地
書記	中込 美智子		

審査内容

1 条例等審査

- 議案第100号 市道路線認定の件
- 議案第101号 市道路線変更の件
- 議案第87号 字の区域の変更の件
- 議案第95号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件
- 議案第84号 甲斐市下水道条例の一部改正の件
- 議案第85号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第92号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）

3 請願審査

- 請願第1-6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

4 その他

- 甲斐市鳥獣被害防止計画（第4期）終了に伴う計画変更について

開会 午後 1時26分

○書記（中込美智子君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は委員長欠席のため、初めに副委員長よりご挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、清水副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 改めて、こんにちは。

午前中に引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

今、私の周辺を見ましても、インフルエンザが非常にはやってきておりまして、インフルエンザの注射をしたからといって風邪を引かないわけじゃないわけですから、ぜひ皆さんもちょっと風邪気味だなというときにはすぐに病院に行って、余り重くしないように心がけてください。

きょうはこれから路線認定等、それから帰ってきました、条例等審査もろもろのご審議をいただくわけでございますけれども、できるだけ暗くならないうちに終わりたいと、このように思いますので、皆さんの慎重な審議、また進行にご協力をお願いいたしまして、私の挨拶にかえさせていただきます。

本日は金丸委員長が欠席のため、委員長にかわり進行役を務めます。皆様のご協力をぜひお願いいたします。

それでは、着座で失礼いたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開催いたします。

なお、金丸委員長は欠席の連絡がありましたので、報告をいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

○副委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行

います。審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知ください。

質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。念のため、人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前に、お諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第100号 市道路線認定の件及び議案第101号 市道路線変更の件は関係がありますので、一括で議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、お諮りいたします。本件はお手元に配付した委員派遣計画書により、委員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することを決定いたしました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） お疲れさまです。

それでは、初めに、議案第100号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集の87、88ページ、位置図につきましては、議会資料56ページから61ページになります。

議案集87、88ページでご説明させていただきます。

今回、認定をお願いする路線につきましては、10月29日、11月21日に開催されました建設経済常任委員会で現地確認をしていただきました87ページの中段になりますが、路線番号1555、1556、1557、88ページの上段になりますが、1558、1559、1560、330、331、332、333、334の11路線と、本日現地確認をお願いいたします87ページの上段になりますが、路線番号630、路線名、伊勢河原宅造1号線、路線番号631、路線名、伊勢河原宅造2号線、路線番号632、路線名、子新田宅造2号線の3路線、合わせて14路線の認定をお願いするものであります。

なお、本日確認していただきます3路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきます。

続きまして、議案第101号 市道路線変更の件につきまして、ご説明させていただきます。

市道路線変更につきましては、道路法第10条で準用される同法第8条の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集91ページ、位置図につきましては、議会資料の60ページになります。

議案集91ページでご説明させていただきます。

今回、変更をお願いする路線につきましては、10月29日に開催されました建設経済常任委員会で現地確認をしていただきました路線番号187、路線名、高原団地開発2号線につきまして、開発道路の接続に伴い、路線の終点を龍地字北浦5371番5地先までを龍地字北浦5396番10地先までに変更、路線延長を127メートルから310.7メートル、最大幅員を8.3メートルから10.7メートルに変更するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 2時27分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

現地調査、お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。

現地調査を踏まえ、議案第100号及び議案第101号について、一括で委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第100号及び101号の質疑を終了します。

これより、議案ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、議案第100号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第100号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第100号を終わります。

次に、議案第101号 市道路線変更の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第101号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第101号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第87号 字の区域の変更の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課より、字の区域の変更の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案の21ページをお願いいたします。

議案第87号 字の区域の変更の件につきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

提案の理由につきましては、県営中山間地域総合整備事業双葉地区の区画整理（圃場）の実施に伴い、字の区域を変更する必要があるためであります。

22ページをお願いいたします。

土地の区画整理事業により新たな道水路が配置され、また、土地の形状が変更されることにより換地という手続を行い、区画整理後の新たな構図を作成することとなります。この手続の際に従前の土地の字界を整備後の道水路の位置に変更することとなります。

22ページの調書につきましては、従前の字の土地が新たな字の区域へ編入され、字名が変わることを示した表となっております。この表ではわかりにくいため、イメージ図等で説明をさせていただきます。

議会資料の20ページ、21ページをお願いいたします。

初めに、20ページの字の区域の変更する箇所でございますが、双葉地区の北部に当たる駒沢地区周辺の3カ所と茅ヶ岳広域農道の宇津谷橋西側付近の1カ所、計4カ所となります。

21ページをお願いいたします。

こちらに、圃場整備による区画整理実施後の字の変更パターンを記載させていただきました。上の図は従前の土地の形状をイメージしたものでございます。図の中に縦横の道路と斜めに配置された道路があり、斜めに配置された道路の箇所が字界となり、左側上部の字が芝起、右側下部の字が天神となっております。これが圃場整備による換地後においては、下の図のように区画整理により従前あった点線部分の道路がなくなり、新たな道路が配置されることとなります。今回の字の区域の変更につきましては、この新たに配置された道路の位置を新たな字界とするものでありまして、従前、(字)芝起であった①、②の箇所が(字)天神となり、(字)天神であった③、④の箇所が(字)芝起にそれぞれ変更となるものでございます。

この字の区域の変更につきましては、地方自治法の規定により議会の議決が必要となるため、今議会での議決をお願いするものでございます。

以上が字の区域の変更の件についての概要説明となります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 素人でちょっとわからないんですけども、例えば今回こういう開発の変更をしたときに、もともとの地権というんですか、所有者という部分の変更というのは出てくるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小松係長。

○農林基盤整備係長（小松利也君） お答えします。

圃場整備事業という名のもとの土地区画整理ということになりますけれども、もとあった形の整っていない土地たち、農地たち、これを一度まとめて縦縦、横横というような形で道を入れ、水路を入れ、土地を長方形もしくは四角に変えていくということでは、一度なしになっています。もともとエリアを決めて、このエリアを農地の区画整理するよ、ここに存在する土地と地権者の方々は当然いらっしゃいますけれども、その方々たち皆さんで土地の区画整理をして、新たな土地はここになりますよというかわりばえになるということになります。よろしいでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それに関連することで、今まで例えば形が変形していたものが真四角になるということによって、各個人によっては現有の面積よりも減ったりふえたりすると、そういう変動はこの整備によって出てくるか。

○副委員長（清水和弘君） どうぞ。

○農林基盤整備係長（小松利也君） 基本的に、通りやすい縦縦、横の道路を整備する。そして、特に田んぼなどは道路と水張り面積といたしましょうか、その間にのり面をつくるということで、基本的には事業は減る方向、個人の最終的な土地は従前の持っていた面積よりも減るという性質を持っている事業となります。人によっては、例えばこの際、私は農地を手放すよという方もいらっしゃいますね。手放すよという方は、誰かがその農地をプラス分としてもらう。この場合は、従前の面積よりも私のところはふえたよというパターンがありますが、基本的には皆さん減る方向の事業ということになっています。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） これは1つの例として話なんだろうけれども、現状のこの4カ所の丸の中に、例えば甲斐市の市道なんかがあった場合には、市道の変更があるということですか。現状はないんですか、それとも。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） お答えさせていただきます。

この圃場整備の事業をする区域については、中に市道は含まれておりません。このエリアの外周部とかに市道が接しているという部分はありますけれども、この圃場整備事業をやる中には市道は含まれておりません。

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） どうぞ、藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 加藤議員と同じだけれども、関連ですけれども、今、加藤議員が聞いているのは、区画整理をして例えば前の100-1、100-2、100-3、それが真四角になるわけですから、じゃ100-3だけ持っていた人が例えば今度は区画整理をした場合にはそのままなんだけれども、④の人が、今の説明だと50-3の人は減るわけですよ。そういうところがどうなっておるかということを知っているんじゃないかなと思うんですけども、その点どうですか。そこを説明してもらいたい。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 区域の中で土地をお持ちの方がいるんですが、それが区域の方がここにあって、ここにあって、ここにあってと。それを1人の持ち主が1つにしたいというのが区画整理の大前提でございます。形を整えるものでありますが、そういう形の中で、もっと言いますと、換地委員会という委員会があって、その中で従前が一番その人が大きな土地を持っていたところが一番ふさわしいという形の中でこうやるわけです。

そういうわけで、先ほども言いましたように、道路がふえたり水路がふえたりしますので、基本的には想定面積、個人の所有の面積は減るわけですが、そのときはちゃんと従前の土地の評価をして、今度新しくもらうところの評価をして、金銭的な形の中でやるわけです。私が100あったんですが97と。ただ、評価的にはもとの100と同じであれば、金銭的なあれはないんですが、さっき言いましたように、もう農業やらないからうちは要らないよと。100当たりが110になったという、その方に対して10の補償をするという形の中で、換地委員会でそういうことをやっておりますので、総体では減るんで、皆さんがそれは一様に負担をして、ただ、その中でやり取りは、そういう金銭的な形の中の補償でやり取りをするという形になります。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

秋山議員。

○議員（秋山照雄君） 字界の線についてなんですけれども、旧構図とかそういうものは、字

界の道路とかそういうのの大体真ん中が字界になっているんですよね。旧構図とか、また14条とかそういうのは、道路の真ん中が字界になっているのが結構あるのが多いんですけども、この圃場整備に関しては、道路自体の端が全てこういう字界になるんですか。真ん中に来ることはあり得ないということか。

○副委員長（清水和弘君） 小松係長。

○農林基盤整備係長（小松利也君） お答えします。

新たな道路がそこにつくられた場合に、その新たな字界というのはその道路の上のライン、もしくは下のラインということであって、道路を含む真ん中という形ではないという形になります。

〔「あり得ない」と呼ぶ者あり〕

○農林基盤整備係長（小松利也君） はい、そうです。

〔「真ん中になることはあり得ない」と呼ぶ者あり〕

○農林基盤整備係長（小松利也君） はい。

〔「圃場整備の場合は」と呼ぶ者あり〕

○農林基盤整備係長（小松利也君） はい。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第87号の質疑を終了します。

これより議案第87号 字の区域の変更の件について、討論、採決をします。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第87号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第87号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第95号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より、議案第95号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の63ページ、あわせまして定例市議会資料の22ページをお願いいたします。

甲斐市都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由であります。議案書の63ページの下段、提案理由をごらんください。

今回の一部改正につきましては、（仮称）上八幡公園の完成に伴い、都市公園条例に追加する必要があるため、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例改正案を提出する理由となります。

内容といたしましては、平成27年度に上八幡公園の名称で都市計画法に基づく事業認可を受け、整備を進めてまいりました（仮称）上八幡公園整備事業の完成に伴いまして、公園名を地元自治会であります上八幡区、中八幡区の双方に含まれる「八幡」の名称を漢字よりもやわらかい印象となるようひらがなといたしまして、また、ひらがなとすることで、周辺一体が産地である「やはたいも」を連想できるといったことから、名称を「やはた公園」として条例に追加をさせていただくものであります。

定例市議会資料の22ページをお願いいたします。

こちらは甲斐市都市公園条例の新旧対照表でございます。今回の改正部分につきましては、第3条関係の別表第1になります。

第3条では都市公園の設置について定めておまして、表の左、新の欄の下段になりますが、釜無川スポーツ公園の次に公園名、やはた公園、位置として甲斐市西八幡2994番地2を追加するものであります。

以上が甲斐市都市公園条例の一部改正の内容となります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第95号の質疑を終了します。

これより議案第95号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第95号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第95号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第84号 甲斐市下水道条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課より、下水道条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案集の15ページをお願いいたします。

議案第84号 甲斐市下水道条例の一部改正の件でございます。

提案理由といたしましては、国による成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

施行予定日につきましては、公布の日であります。

改正内容であります。定例市議会資料の9ページをお願いいたします。

甲斐市下水道条例新旧対照表であります。

第7条の2第3項第1号中「エまで」を「オまで」に改める。

第7条の3第1項第4号のアを「精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

第7条の3第1項第4号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、ウをエに、イをウとする。アの次にはイといたしまして、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」を加える。

第7条の3第2項中「前項第4号イ」を「前項第4号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改めるものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 参考までに、これ被後見人ということでどの所管にでも出てきているんだけれども、こういう今までの運営の中でこういった被後見人がこういう事態に陥った事例というのはないよね。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 私の知る限りではございません。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第84号の質疑を終了します。

これより議案第84号 甲斐市下水道条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第84号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第84号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第85号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） お疲れさまです。

議案第85号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案集につきましては17ページ、議会資料につきましては11ページになります。

改正内容につきましては、11月の建設経済常任委員会で概要を説明いたしました令和元年10月1日水道法の一部を改正する法律の改正に伴い、本市においても指定給水装置工事事業者の指定の更新制度を設けるため、条例の一部改正を行うものです。

議案集17ページをお願いいたします。

本議案の提案理由につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられることに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由であります。

説明につきましては、議会資料にて説明させていただきます。

議会資料の11ページをお願いいたします。

甲斐市上水道給水条例の新旧対照表になります。

水道法施行令の条ずれに伴う一部改正と、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度を設けることに伴う一部改正となっております。

まず、水道法施行令の条ずれに伴いまして、第11条第4項中並びに第37条第1項中の「第5条」を「第6条」に改めます。

次に、34条第1項第1号の次に新たに第2号の「法第25条の3の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る申請手数料1件につき6,000円（ただし、指定の更新に係る指定給水装置工事事業者証再交付の場合5,000円）」を加えます。これは、更新手続に係る職員の人件費や郵送料などの事務費の合計額で、1件につき6,000円といたしました。また、近隣市の甲府市や中央市の手数料の6,000円を考慮した金額となっております。

次に、同項 2 第 2 号が新たに追加されたことによりまして、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 項中の「第 2 号から第 4 号」を「第 3 号から第 5 号」に改めまして、同号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号を 1 号ずつ繰り下げるものになります。

それでは、議案集 17 ページにお戻りいただきまして、附則になりますが、施行期日はこの条例の公布の日から施行とします。

第 2 条の甲斐市簡易水道給水条例の一部改正につきましては、簡易水道事業の指定給水装置工事事業者の指定の更新制度についても水道事業と同様に制度を設け、甲斐市上水道給水条例に準用させるため、一部改正を行うものです。

説明につきましては、もう一度議会資料の 13 ページをお願いしたいと思います。

甲斐市簡易水道給水条例の新旧対照表になります。

第 8 条中の「及び第 34 条」を「並びに第 34 条第 1 項第 3 号及び第 4 号」に改めるものです。

また、14 ページから 18 ページにつきましては、今回の甲斐市上水道給水条例の一部改正に伴い、関連する甲斐市指定給水装置工事事業者規定において指定の更新期間を 5 年とするなどの内容を追加し、水道法施行令の条ずれに伴う一部改正を行うものです。

以上が議案第 85 号 甲斐市上水道給水条例の一部を改正する件の説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これにより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑ありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これちょっと確認をしたいんだけど、指定に申請手続が 1 万 5,000 円、更新する場合は 6,000 円、再交付という場合、1 回、どこかへなくしたと。再交付というのはそういうことだと思うんだけど、それが 5,000 円という、そういう意味、1 番だね、これは。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） はい、そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） そうだね。はい、了解です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第85号の質疑を終了します。

これより議案第85号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第85号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第85号を終わります。

以上で条例等審査を終了します。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時05分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、

質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

初めに、双葉支所市民地域課より、8款土木費、1項土木管理費について説明をお願いいたします。

向山双葉支所市民地域課長。

○双葉支所長兼市民地域課長（向山治子君） 双葉支所市民地域課より、12月補正について説明させていただきます。

補正予算説明書20ページ、21ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費であります。

補正前の額1億8,508万9,000円に、21ページの説明欄のナンバー17、塩崎駅維持管理事業82万1,000円の減額をお願いするものであります。

この82万1,000円の内訳であります。11節需用費12万4,000円の増額と13節委託料94万5,000円の減額であります。

11節需用費12万4,000円は、令和元年8月8日に落雷による防犯カメラ設備が故障したための修繕費であります。

13節委託料94万5,000円の減額は、塩崎駅自転車等駐車場及び周辺環境整備業務委託の業務時間を短縮したための減額と、塩崎駅北口広場整備に伴う各種整備の維持管理委託業務について、設備完成後間もないため、一定期間業者が保守を自主的に行ったため、契約期間が当初より短縮となりましたので減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、委託料の減額の説明があったんですけども、減額するということとはいいことなんだけれども、ちょっと今、内容的に先に言った分が聞き取れなかった。もう一回、言ってくれますか。

○副委員長（清水和弘君） 向山双葉支所市民地域課長。

○双葉支所長兼市民地域課長（向山治子君） 塩崎駅自転車等の駐車場及び周辺環境整備の業務委託なんですけれども、業務時間を短縮したための減額となっております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 業務時間を短縮したその理由というのは、どういう理由で短縮をしたんですか。

○副委員長（清水和弘君） 長田環境土木係長。

○環境土木係長（長田 茂君） 当初、南口を昨年まではやっていたわけですが、北口も整備が終わりまして、4月1日以降供用開始ということで、単純に2倍の時間を予算計上したわけですが、仕事内容を見直した結果、例年より1時間、今年度についてはプラスしただけということで、その分減らしたもので減額ということになりました。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 時間が減ったということで、管理上は問題がないと判断した中で時間を短縮したという、そういう認識でいいですかね。

○副委員長（清水和弘君） 長田環境土木係長。

○環境土木係長（長田 茂君） トイレのほうも毎日清掃しておりますし、周辺の駐輪場、それから駅前広場等もごみ等もかなり少ない状況が昨年1年間ありましたので、本年もそれに見合った作業量で十分間に合うということで、何ら今、支障もございません。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで双葉支所市民地域課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、農林振興課より、6款農林水産業費、1項農業費について説明をお願いいたします。
箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

続きまして、12月補正についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては23ページから27ページ、補正予算説明書は18から21ページになります。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の地産地消事業について、財源更正をさせていただくものでございます。

内容につきましては、10月の常任委員会にてご説明いたしましたモモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業への補助金交付について、事業費の3分の1を山梨県が負担し、市町村へ交付することとなるため、交付見込み額となる20万8,000円を一般財源から国県支出金へ財源更正させていただくものでございます。

次に、同農業振興費の一般農業振興費について、1,000万円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て国県支出金となります。

内容につきましては、県内の民間企業が海のない山梨で全国でも販売例のないオニテナガエビの養殖を行い、山梨県の新たな水産ブランドを確立するための生産飼育施設整備への補助金を交付するものでございます。

我が国はエビの消費大国で、その90%を輸入に頼っており、養殖されるエビは非常に少ない状況で、中でもオニテナガエビは安定した稚エビ生産が実現しなかったため、養殖事業が定着をしておりませんでした。事業予定者は3年前よりこのオニテナガエビを甲府の湯村温泉内で温泉を利用して研究、養殖してまいりましたが、今般、安定した稚エビの生産が実現したことや、現在、借り受けている施設の賃貸借契約が満了となることなどから、商業展開を図るための新たな生産飼育施設の整備場所を模索していたところ、本市玉川地区内の玉川温泉隣接地を借り受けることができることとなり、この場所へ養殖施設を整備することとなりました。

山梨県では、農産物の高品質化や販路拡大等による高収益で効率的な農業経営、地域あふれる地域資源を生かした取り組みに支援をしており、事業費の2分の1以内、上限額で

1,000万円となりますけれども、補助金を交付しております。今回の補正は、この補助金交付に伴う19節負担金、補助及び交付金の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、同じく農業振興費の農地集積集約化対策事業について、33万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳は全て国県支出金となります。

内容につきましては、農地中間管理機構へ貸し付けを行う農地について、農地として使用するための抜根等の整備が必要な場合に、10アール当たり20万円を上限として整備費の補助を受けることができますが、今年度、新たに双葉地区内の宇津谷地内2カ所、総面積で3,536平米となりますけれども、において農地整備を行うこととなり、これに係る予算として工事請負費を増額補正させていただくものでございます。

次に、5目農地費の県営土地改良事業について、450万円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳は、その他として補助整備事業受益者負担金300万円、残り150万円は一般財源となります。

内容につきましては、双葉北部地区で実施している県営土地改良事業の補助整備事業において、全体工事の確定により負担金が450万円ふえることとなったため、19節の負担金、補助及び交付金を増額させていただくものでございます。

次に、同農地費の土地改良区施設改修事業について、120万円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳は、その他として関係自治体負担金88万円4,000円、残りの31万6,000円は一般財源となります。

内容につきましては、上堰頭首工本復旧事業において今年度の当初事業費を5,532万1,000円としておりましたが、今般、確定事業費が県から示され、1,500万円の増額となったところでございます。これにより関係自治体の負担金がふえ、本市が31万6,000円、中央市が47万7,000円、昭和町が40万7,000円それぞれ増額となり、合計で120万円の負担金を増額補正させていただくものでございます。

なお、歳出予算の増額補正に伴い、一般財源以外の国県支出金、その他財源につきましては、それぞれ歳入予算の増額補正をさせていただきます。

以上が農林振興課の12月補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

今の説明で、まず地産地消というような、さきのオニテナガエビ、玉川温泉の場所に住むということですが、何か月前に甲府でずっとやっていた人がちょっと盗難に遭って大分被害を受けたという、湯村温泉のところですね。それを今の説明の中で、今度は甲斐市でやるということの中で、玉川温泉という有名な温泉なんですけれども、そこで場所はあれなんですけれども、今の2分の1の補助金の中にはどんなふうな、内容もちょっとお示し願いたい。

○副委員長（清水和弘君） 箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 補助金が上限1,000万円ということでございますけれども、今現在うちのほうで把握しているのが、事業費として約2,000万円を予定しておるようでございます。整備の内容につきましては、低コスト耐候性ハウスを1棟、それからそれに配管・電気工事一式、養殖用の水槽を12基、水槽用のネット、それから稚エビの養殖施設という内容を整備したいというふうに伺っております。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

今、ハウスが1棟、あとはいろんな配管設備とか何とかということで、12の槽をすることですね。これが総額は2,000万だけれども、その中で大体このやる人というのはどんな人があれなんですか。もうちょっとお聞かせ願いたい。

○副委員長（清水和弘君） 丸茂農林振興係長。

○農林振興係長（丸茂貴幸君） 事業者なんですけれども、株式会社陸作という会社を中心にしまして、陸作信玄えび組合というのを設立しまして、そちらのほうで実施する予定です。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 陸作信玄か。名前、もう一度。

○副委員長（清水和弘君） 丸茂係長。

○農林振興係長（丸茂貴幸君） 主体となるのは、株式会社陸作という新たに新設された会社です。そして、その会社から組合をつくりまして、陸作信玄えび組合という。

以上です。

○委員（藤原正夫君） じゃ、とりあえずいいです。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 補助事業のところをちょっと聞きたいんだけど、先ほどの説明で450万必要になったということで、受益者負担が300万、一般財源が150万ということなんだけれども、この300万というのはそこに補助事業した人たちからいただいたものなんだけれども、その基準というかそういうものは、どんなことで設定をしたんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小松農林基盤整備係長。

○農林基盤整備係長（小松利也君） 補助整備事業につきましては、県営の補助整備事業という名のもとに、県の中で国が55%、県が30%、市が15%という分けがあります。この中で工事費、今回3,000万という金額になるんですけども、3,000万という工事費の15%が甲斐市の工事負担金ということになり、工事費3,000万の10%が地元負担という決まりになっております。

○委員（内藤久歳君） なるほどね。はい、了解。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認で、目数でいきますと、5目のうちの上堰頭首工の復旧工事ということで120万ですかね。それで、今の説明だと3市でもって120万ということになるのか。この内訳、3市で120万ということは、うちはそんなにないと思うんですけども、もう一度その点をお願いします。

○副委員長（清水和弘君） 樋口農林管理係長。

○農林管理係長（樋口 一君） 3市の内訳でございますが、それぞれ受益面積に応じて負担割合が決まっております。甲斐市が26.281%、中央市が39.779%、昭和町が33.940%で、負担額を負担し合っております。このたび補正によりまして、総額が甲斐市が147万9,000円、中央市が223万8,000円、昭和町が190万9,000円となったものでございます。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費及び繰越明許費並びに11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費について、一括で説明をお願いいたします。

宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、都市計画課より、12月補正予算及び繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、議案書につきましては26ページ、27ページを、補正予算説明書につきましては20、21ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費でございますが、4,000万円の減額をお願いするものであります。

内訳といたしましては、工事請負費1,981万円、公有財産購入費489万円、補償、補填及び賠償金1,530万円をそれぞれ減額するものであります。

財源内訳といたしましては、国県支出金2,000万円の減額でございますけれども、こちらは土木費国庫補助金である補助率2分の1の社会資本整備総合交付金、地方債1,900万円の減額につきましては合併特例債で、一般財源につきましては100万円の減額であります。

内容といたしましては、現在、市道新町本線道路改良事業を国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用して執行しておりますけれども、今年度の要望額に対しまして交付決定額が減額となったことから、これに係る事業費を減額するものであります。

なお、この幹線道路整備費につきましては、あわせて繰越明許費の補正もお願いをさせて

いただいておりますので、内容についてご説明をさせていただきますけれども、議案書につきましては28ページを、補正予算説明書につきましては26ページをお願いいたします。

こちらの8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費の幹線道路整備事業につきまして、工事請負費2,828万2,000円の繰り越しをお願いするものであります。

財源内訳は、国庫支出金1,260万3,000円、市債1,480万円、一般財源87万9,000円であります。

内容といたしましては、新町本線道路改良工事におきまして用地取得及び補償費の交渉を行ってまいりましたけれども、3者契約による買収予定地の代替地所有者が本年6月にお亡くなりになりまして、相続手続の完了後の11月に売買契約を交わしたことから、当初予定していた工程におくれが生じました。この結果、工事着手も当然おくれまして、年度内での工事完了が困難となることから、繰り越しの手続をお願いするものでございます。

次に、議案書につきましては26ページ、27ページを、補正予算説明書は22ページから25ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費でございますが、900万円の増額のうち、500万円が都市計画課の関係により増額をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、500万円全額が工事請負費を増額するものであります。

財源内訳でございますけれども、24ページの上段をごらんいただきたいと思います。

国庫支出金333万3,000円の増額につきましては、補助率3分の2となる災害復旧費国庫補助金都市災害復旧事業費補助金でございます。地方債160万円の増額につきましては補助直轄災害復旧事業債で、一般財源につきましては6万7,000円の増額であります。

内容といたしましては、10月12日の台風19号によりまして、公園の一部が流出する被害を受けた双葉水辺公園につきまして、安全管理上10月13日以降、公園を閉鎖しているところでございますけれども、公園を安全に今後ご利用していただけるよう安全対策を講じ、公園機能の復旧を行うための工事費を計上するものでございます。

工事の内容につきましては、別にお配りをいたしましたA3の資料、双葉水辺公園災害復旧計画図によりご説明をさせていただきますので、お手元にご用意いたします。

図面の青色で示した部分が、台風19号によりまして延長約110メートル、幅約20メートルにわたって侵食し、流出した箇所になりますけれども、図面の中央の上部にちょっと見にくいかもかもしれませんが、正方形で表示した箇所、こちらが東屋でございます。赤字でフェンス

L＝約131メートル（H＝1.2メートル）というふうにございますけれども、このHの下の部分に正方形で表示した箇所になります。

現地におきまして、この東屋から流出した箇所まで傾斜に対しておおむね直角となる距離を測定したところ、その距離は約30メートルで、高低差は図面上の等高線から判断いたしますと約3メートルでございます。流出した箇所から東屋へ向かいまして、約20メートルの地点が高低差が約2メートルとなりますけれども、図面上の東屋の下に赤の実線で表示をしたフェンス設置ラインの若干屈折している部分、折れ曲がっている部分のその箇所になります。

この位置を頂点といたしまして、図面の左、釜無川の上流側に設置されております中部横断自動車道のピアに向かって真っすぐに、また反対側のほうは釜無川の下流側、図面の右側になります。やはり流出した箇所からおおむね20メートルを確保した地点に向かって真っすぐの位置に、延長約131メートル、高さ1.2メートルのフェンスを設置するという工事内容になります。

また、図面の右側に黒の点線で「既設擬木階段」と表示がある箇所に、現在31段の擬木階段がございますが、園路との接続箇所の一部が流出しており、さらに先ほどご説明いたしましたフェンスの設置によりまして、擬木階段が途中で途切れてしまうことから、緑色の点線で示しました「擬木階段19段」と表示してある箇所へ擬木階段を設置しまして、園路との接続させる工事もあわせて施工するという内容で、工事費の増額をお願いするものでございます。

以上が都市計画課からの12月補正予算及び繰越明許の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの新町本線の繰越明許なんだけれども、このことによって工事の進捗に多少は影響出ると思うんだけれども、その件に関してはどんなぐあいで推移しているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤整備係長。

○整備係長（斉藤一也君） 今年度、11月に地権者の方と3者契約を締結させていただきま

して、来年の1月に工事の発注を予定しております。工期のほうにつきましては、来年2月から7月末の予定としております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応、全体計画としての見通しが当初の計画に対してどんなぐあいになるかという、そういうところを聞きたい。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤整備係長。

○整備係長（斉藤一也君） 申しわけございません。

国の補助の減額の分につきましても、予算の範囲でできる限りの箇所の整備を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） すみません。

4,000万減額、要望したんですが、国のというんですか、県の調整でちょっとこっちのほうに来なかったということで、若干その分は予定した分ができないということもございます。それに伴いまして、来年度以降の分についてその分も復活させていただくような形で、今後、県のほうと国のほうに働きかけていくつもりでおります。ですけれども、一応、ことしの分というのは、若干予定した数量というんですか、予定量が執行できないということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことも含めて、一応この整備計画の中では何年何月までにと計画しているわけじゃん。そういう中で、国の補助金が思うようにいただけなかったということで、さっき言ったように地権者との問題があったと。そういう計画の中で、これが発生したことによって今後もろもろの背景があるけれども、1年おくれるのか半年おくれるのかと。そういうこと、最終的にはどの辺を見込んでいるかという、そこを聞きたいということ。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 新町本線の道路改良工事につきまして、先ほど今部長が申し上げましたとおり、今後また国のほうに補助金の要望のほうはしていくんですけれども、今後の予定といたしましては、残りが今回11月に地権者のほうと契約をさせていただいた用地を除きますと、あと3者残っております。そちらのほうの3者の方と用地のほうの買収の

契約のほうに力を注ぎまして、それに対する工事のほうを今後していくという内容になるんですけども、計画でいきますと、一応、令和3年度に何とかそちらのほうを完了したいというふうに現在考えておるところでございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 水辺公園のことでちょっとお伺いします。

今、課長の説明ですと、流出箇所がこれだけで、新しくフェンス131メートル、Hが1メートル20の高さの、これはいいんですけども、今のこれで、あと流出した箇所はどうするということですか。そこをお聞きかせ願いたい。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、双葉水辺公園のほうは国交省のほうから占用させていただいている用地ということで、国交省のほうでは河川敷というふうに捉えているという内容でございますので、国交省のほうとも協議を甲府河川国道事務所のほうとさせていただいたところでございますが、こちらにつきましては、侵食する前の状態に復旧する予定はないということで、現状のところでもとりあえずこれ以上侵食が進まないように、テトラポット等のブロックを投入するような形で検討していただいているという内容で、国土交通省の甲府河川国道事務所のほうからは回答をいただいておりますので、それによってこれ以上は侵食が進まないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

一級河川ということは国交省ですからあれなんですけれども、今の説明ですと、このままの状態ですばらく国交省の様子というか、考えが市のところに何らかの形で下ってきて、それから対応するという。これは今は乾季というか、冬になっていいんですけども、また来年越して、半年からすると入梅時期から台風、いろんな時期になるんで、そのこのところ辺はしっかり国交省と、国とかいろんなところと協議して、やっぱりここまで東屋からさっきの話だと20メートルぐらいあると言いましたね。段差が、勾配が約5メートルぐらいということか、4メートル、3メートル。20メートルと3メートルだから、かなりの勾配ですよ。だから水がそんなにはふえても上がってはこないと思うんですけども、このフェン

スのところまで。そうはいつでも、いろんな全面からも今後はこのひしゃくった分はしっかりとお願いをしたいという、これは要望でございます。よろしいです。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今の水辺公園だけれども、この補正はとりあえずの応急手当の費用ですか、市としては。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） こちらの補正の内容につきましては、先ほど説明をさせていただきましたフェンスと擬木階段ということなんですけれども、これを設置いたしまして、今後、占用させていただいている公園面積を縮小させていただいて、安全に使える範囲ということで面積を縮小させていただいて、占用面積のほうの減少の手続のほうをまた国交省のほうと協議をさせていただいて、工事完了後に再度供用開始というふうな形で考えております。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ということは、これ以上お金をかけないで何もしないということですよ、基本的には。これ以上のことはしないと。

これが原因かどうかは不明なだけで、取水口の砂に異常に問題が生じています。もう10月から何度も。農閑期と渇水期ということで、影響が余りないようできて意外といういろいろ影響がありまして、何度かいろいろあちこち話をし歩いたり現地見たりしているんですけども、国交省がとはいえ、私たちが借りていた公園のえぐられたところから流れていたんじゃないかと想定されるような、用水路に砂が異常に多いと。この辺については、国交省と市はどんなような交渉、あるいはどんなような経緯の話し方をするのか。その辺はいかがですか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 今回の台風19号の災害を受けまして、私ども市のほうから国交省のほうに、要望というふうな形で2点ほどさせていただきました。

内容のほうは、双葉水辺公園のここの箇所がこれ以上浸水しないような処置を講じていただきたいという内容と、本来、釜無川の水域自体が現在、大分左岸寄りのほうに流れてきていますので、その流れのほうを本来の流れ、中央のほうに戻していただくように、中央部分に土砂が堆積してそこに樹木が繁茂して、鹿とかそういった動物も生息しているという内容も確認しておりますので、そちらのほうをしゅんせつしていただいて、川の流れも本来の流

れに戻していただきたいという内容で、国交省のほうに、甲府河川国道事務所のほうに要望のほうをさせていただいておりますので、今後も引き続きそういった内容で要望のほうをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） しつこいようだけれども、真ん中に堆積土だね、悪く言えば。それで水流が2つに分かれている。これを何とかしろと言っても、すぐには恐らく国交省何もできない。災害でえぐれちゃったところから砂が流れていることだけは現認できています。私も見て明らかにそうだと思います。ということは、テトラポットか何かで何かをするという対策では、いつまでたっても解決しない。現実の問題として。そうすると、春になって農繁期になったときにどういう対応ができるのか。ここが問われる問題だと思うんだけど、それまでに対応ができそうなふうに話できるか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） これはまだ確定をしていない状況なんですけれども、今現在、国土交通省甲府河川国道事務所のほうといろいろと協議をしている段階なんですけれども、甲府河川国道事務所のほうからは、今回テトラポットの投入のほうは一応予備費を活用してやる予定ですというふうな回答をいただいております。それ以外に、ここの箇所について護岸を設置するという格好で調査のほうを、現地の測量をかけるという内容で、当然、国交省のほうでも予算絡みがあると思いますので、早急にというのは難しいかと思いますが、現時点では入っている情報といたしますと、護岸を設置するような方向で測量をかけるという内容で一応話を聞いておりますので、そのような形でなるべく進んでいただくように、また今後も要望をしていきたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうなると、根本解決できない間は市が重機を入れて砂を削除したり、あるいは水流を調整したり変えたり、そういうことにお金かかりますよね、現実には。それはやむを得ず一般財源でやるということですか。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） こちらについては、宮本課長と一緒に国交省へ何回か、甲府のほうへ行ってきました。最初は流れてしまったんで、ちゃんともとへ戻してくれるのかなという期待のもとに行ったところ、ここはもともと水がついていいところだから、何もしませんなんていう話でけんもほろろに言われまして、それじゃ困るということで何回か行って、

公園のほうの災害復旧という形の中で、フェンスはするのはいいですよという形の中で、今回のこの補正はさせてもらうというところでございます。

もとの面積というんですか、護岸のところまで復旧するのは、河川の管理上だめだよと。今崩れちゃったところを何とか、石積みをするとか何とかするであれば構いませんという回答ですが、市のほうで石積みとかをするのでは、ちょっと難しいという形の中で話をしていました。

斉藤議員が言うとおりに、ここの削られた砂が高岩とか上堰のほうへ行って、そこが水で通れなくてえらいことになっているんです、甲斐市はという話も延々とさせていただきました。ただ、国交省の人たちはそれが直接流れてきたかどうかなんていうことを、ちょっと煙に巻かれるじゃないですが、いう話で、その辺はもう強く言ってきました。今のままですと、甲斐市の農業等も打撃を受けるよという話をさせてもらったんですが、そこでその分について、国交省で重機を入れて砂を何とか早急にやりますという回答まではちょっといただけなかった。交渉した結果、とりあえずそこに……

〔「切れが悪い」と呼ぶ者あり〕

○建設産業部長（小林信生君） 切れが悪くて申しわけないですが、こうしてくれますということと言えないちょっと状態でございます。テトラポットと、次はこれ以上掘削されないようなそういう護岸を考えていきますという回答だけいただいております。宮本課長言ったとおりそれだけでは困りますので、この前要望書も出しましたが、またその中でそういう話、もし重機とか借り入れとか、そういうところの何とか補助とか、そういう形の中でできないかという話はさせてもらいますので、一応、差し当たってはちょっとうちの予算で、高岩とか上堰のところの砂は何とかしなければならんという状況でございますが、ご理解をお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、建設課より、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、甲斐市一般会計補正予算（第4号）より、建設課関係の補正予算及び繰越明許についてご説明させていただきます。

補正予算説明書22ページから25ページをお願いいたします。

先ほど都市計画課からも説明させていただきましたが、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費につきまして、補正前の額100万円に対しまして900万円を増額し、補正後の額が1,000万円になるものでございます。

このうち建設課関係といたしまして、15節の工事請負費につきまして400万円の増額をお願いするもので、財源は一般財源でございます。

内容につきましては、7月上旬に発生しました集中豪雨により鎌田川護岸の一部が崩落し、仮復旧は既に完了しておりますが、本復旧に係る工事費用でございます。

続きまして、補正予算説明書26ページをお願いいたします。

こちらは繰越明許費の説明でございますが、下段の11款災害復旧費につきまして、ただいまご説明いたしました補正額と合わせ、工事費470万円の繰越明許をお願いするものでございます。

内容につきましては、本復旧工事の発注を年明けに予定しておりますが、工事期間が3カ月以上必要になることから年度内完成が難しいため、繰越明許をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ちょっと今言った護岸復旧って、何が終わったと言ったか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 鎌田川でございます。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 場所は。

○副委員長（清水和弘君） 中澤建設土木係長。

○建設土木係長（中澤一昭君） お答えいたします。

行政区でいいますと下八幡3区になるんですけども、竜王南小学校の西側、あそこに冷間の配水場があるんですけども、それをさらに西へ行きますと、今でこそ更地になっていますが、昔はあそこにコンビニサイトウというのがあったのわかりますか。そちらの裏、その裏の南側の護岸でございます。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そこでどういう災害があったの。

○副委員長（清水和弘君） 中澤建設土木係長、よろしいですか。

○建設課長（小宮山 尚君） 護岸の一部が、河川が空積みのブロック積みが古くからありまして、それが一部、約7メートルぐらい、高さが2メートルぐらいが、それが一部崩落というか、崩れたという状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時03分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、下水道課より、8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） お疲れさまです。引き続きよろしくお願いたします。

下水道事業特別会計の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案集の49ページをお願いいたします。

議案第92号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,982万円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

補正予算説明書の70、71ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金の800万円の増額につきましては、受益者負担金の増額に伴う増額補正でございます。

これにつきましては、主な理由といたしまして、大型商業施設や複数の宅地開発により、想定していた受益者負担金が増額見込みとなったため、補正するものでございます。

その下、4款繰入金……

〔「特会やっているか」と呼ぶ者あり〕

〔「特会やっているでしょう。一般会計」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（寺島 信君） すみません。

それでは、一般会計につきましてご説明させていただきます。

8款土木費、3項下水道費……

〔「4項都市計画費」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（寺島 信君） 4項都市計画費、3項下水道費、01下水道……

〔「3目」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（寺島 信君） すみません。

3目下水道費、01下水道事業特別会計繰出金につきましては658万8,000円でありまして、財源内訳につきましては全て一般財源でございます。

〔発言する者あり〕

○下水道課長（寺島 信君） 658万8,000円の減額補正でございまして、財源内訳につきましては一般財源でございます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。すみません。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで下水道課関係の質疑を終了します。

以上で議案第88号の質疑を終了します。

これより議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第88号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第88号を終わります。

次に、議案第92号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、下水道事業特別会計の補正予算につきまして説明させていただきます。

議案集の49ページをお願いいたします。

議案第92号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,982万円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

補正予算説明書の70、71ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金の800万円の増額につきましては、受益者負担金の増額に伴う増額補正でございます。

これにつきましては、主な理由といたしまして、大型商業施設や複数の宅地開発により、想定しておりました受益者負担金が増額見込みとなったための補正でございます。

その下、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節公債費繰入金の658万8,000円の減額につきましては、受益者負担金の増額に伴います減額補正でございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の158万8,000円につきましては、繰越金の確定に伴う増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、補正予算説明書の72、73ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費の300万円の増額につきましては、受益者負担金の徴収費の増額に伴い、一括納入報奨金の増額補正をするものでございます。

その下、公債費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額補正に伴い、公債費の元金とそれに伴う利子の財源更正を行うものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明で、報償費で一括がふえたということで、これは例年なかなか読みが難しいと思うけれども、一括で納付する人がふえたということで、例年に比べてどのくらいふえたということか。

○副委員長（清水和弘君） 森川下水道総務係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 今の説明をした民間開発の分と大型商業施設の関係につきましては、全てが一括納付ということになっておりますので、100%ということになっております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみに今、具体的な数字的にはどんなふうにも、大型商業施設というのが一括でやった場合、どれだけの報償費が支払われたのか。

○副委員長（清水和弘君） 森川下水道総務係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 竜王のフォレストモールなんですけど、これが負担額が658万9,100円、そして敷島と金剛の境にあるビバモール、あそこにつきましては、695万5,400円ということで予定をさせていただいております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これに対しての報奨金ということでしょうか。そうすると報奨金の額は幾らになるか。

○副委員長（清水和弘君） 森川係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 一応、一括納付ということで19.2%の報奨がつきますので、ちょっと今フォレストモールのは手元にはないんですが、ビバモールにつきましては、報奨金額が126万8,400円となっております。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結構、19.何%、一括。それずっと今までそういう利率で報奨金出したということね。了解しました。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

これより議案第92号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第92号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第92号を終わります。

次に、議案第94号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第94号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は、台風19号の被災による福島県相馬市の断水に伴い、販売用のペットボトル水「龍王源水」を800ケース、1万9,200本支援したため、それを補填するための増額補正をお願いするものであります。

議案集は61ページになります。

説明につきましては、別冊の令和元年度水道事業会計補正予算説明書（第3号）にて説明させていただきます。別冊になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画、収益的収支及び支出でございます。

収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、4目雑収益、議決予定額315万1,000円に補正予定額168万円を増額し、1款水道事業収益計を9億8,507万5,000円に、それから支出、

1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目業務及び総係費、議決予定額 1 億3,596 万2,000 円に補正予定額108 万円を増額し、1 款水道事業費用計を 7 億4,221 万円とさせていただくものです。

内容は、支出につきましては、「龍王源水」1,000 ケース、2 万4,000 本を製造する委託料108 万円の増額をお願いしまして、収入につきましては、その1,000 ケース、2 万4,000 本の収益として168 万円を見込むものです。

2 ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、税額の金額となっておりますが、詳細の説明につきましては省略させていただきたいと思えます。

以上が販売用「龍王源水」の補填に伴う12 月補正の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 収入のほうが、水道が別会計になっているから、市から市に売ったということの収入ですね。水道から直接福島へやったんじゃなくて、市から市へやったから、水道は市に売ったから168 万円の補正で売り上げに、収入に計上したという意味か。

○副委員長（清水和弘君） 望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 今回800 ケース、本来ですと支援しなければその収入が当然あるわけなんですけれども、支援として無償で支援しましたので、その分は当然ゼロなんですけれども、その後、今800 ケース支援した関係上、今、販売用としてうちのほうの在庫がないものですから、これから来年度の、毎年1 年に1 回、製造しているんですけれども、来年度作成するまでの期間、販売用として「龍王源水」が手元にはないものですから、それを今回補正させていただいて、作成をさせていただくと。それが支出のほうになります。

企業会計ですので、その時点での発生主義になりますので、そのつくった時点で収入というのが発生しますので、それは実際には入ってこないんですけれども、収入ということで見込んでいるというような形になります。ですので、今回つくった1,000 ケースに対する収入を見込んでいるのが168 万円というような形になります。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） わかりにくい説明だね。

ということは、在庫だったから、支援物資として災害援助した物資はゼロ円ということね。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） はい、そのとおりになります。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 確認なんですけれども、支出の108万は新たに1,000ケースつくるから支出をした。収入のほうの168万は、108万かけてつくったものの収入として168万の収入がある。そこまではわかったんですけれども、じゃ福島のほうにただであげちゃった部分の減額というのは出てこないんですか。

○副委員長（清水和弘君） 望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 収入は減額にはなるんですけれども、基本的に水道会計自体が支出と収入がイコールではないところがあります。それで、実際の無償で出庫した部分につきまして、これまでも予算を減額とか、そういうことはしておりません。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 関連だけでも、この前、総務か何かで災害対策の数字の報告があったじゃないですか。幾らかかったというのが。それは、その費用というのは当然つくってコストがかかっていて、こうやって数字的に計上しているわけだから、その分ってどこからもらわなければならんですよね、組織的に。それは下の災害対策の防災危機管理課か何かの予算の中のこっちへ入るの。そういうのじゃないの。そうじゃなければおかしいじゃん。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 基本的には、防災危機管理課のほうからお金が入ることはございません。それで、財源的には水道の使用料が、基本的には収入のほうが現時点では多いです。それをそちらのほうに回すという形になります。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、いずれにしても市から災害支援の物資で、皆さん持っていったよね。その代金についてはどういう処理をしたの。ただ持って、今言うように1,000本つけて、それはつくったんだけど、皆さんの今の論議とは別なんだけど、水道に関することだから。そうなるんだけど、その処理ってどうしたっけ。

会計上じゃなくて、実際あそこへ持っていったのはたしかなんです。市から。その全体的な処理は、皆さんの所管じゃないんだけど、持っていったのはたしかですね。あつちに龍王源水を持っていったんだから。

○副委員長（清水和弘君） 望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 防災危機管理課のほうと話をする中で支援をしておるんですけども、水道事務所として支援していますので、甲斐市も当然入っているわけなんですけれども、費用的には水道事務所の費用で賄うという形をとっております。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） でも、現実的に800ケースがなくなったことは確かなわけじゃないですか。今回は支援ための800ケースということがよくわかっているんですけども、こういう予算上には出てこなくても、例えば最終的な棚卸しで貸借対照表のほうで確認ができるであるとか、何か別の部分で確認はできるようなにはなっているということですよ。そうじゃないと、誰かが盗んじゃったといっても同じことになっちゃうわけじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 鷹野上水道総務係長。

○上水道総務係長（鷹野美穂君） よろしくお願ひします。

あくまで棚卸し資産の予算の中から原価そのままの金額で、うちとすると福島県相馬市さんのほうに送ったこととなりますので、こちらの予算上というか、こちらの水道事業費用としては直接は反映はしてきません。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、最終的な決算のときの貸借対照表なんかで、プラスマイナスがちゃんと出てくるということでもよろしかったですね。

○副委員長（清水和弘君） 鷹野係長。

○上水道総務係長（鷹野美穂君） はい、そのとおりです。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

これより議案第94号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）について、討

論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第94号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時31分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

それでは、次に、請願審査に入ります。

前回より継続審査となっております請願の審査を行います。

なお、本件については9月定例会において付託され、本委員会へは前回、紹介議員により出席していただき、説明を聞いて質疑を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度、各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

請願第1－6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とします。

これより本請願について、順次、各委員の意見を求めます。

初めに、藤原委員からお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） この請願については、私もいろいろなことで、今度もちょっと条例化したことの中の中小企業支援ということで、いろんな形の中で代表質問するんですけども、そうはいつでもこれとはちょっと、中身は同じような系統ですけども、今の段階、もうちょっと国の補助金、いろんなことに対しては、令和3年度から行うというふうなことは私たちの小規模企業の条例改正にはうたってありますので、私はもう少し審議をしたほうがよろしいんじゃないかと思うので、継続ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

次に、内藤委員、お願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件に関しましては、前回のときも私、述べさせていただきましたが、今、地方と都市部のそういった部分の格差が結構大きいということで、地方の中小、零細というのは結局これで労働賃金の単価が上がると、今度、経営的にかなり苦しくなるという反面があって、そういうことを考えると、一義的にそういった1,000円ということは、非常にそういった部分を見ると、ちょっと検討する余地があるかなと思っています。そういう意味においては継続的に考えて、国の動き等を見ながら判断していくということになるかと思っています。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

次に、長谷部委員。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 最低賃金を上げるということに関しては、私は賛成はあるんですけども、ただ、今、内藤委員言うように、雇用側の考えとやっぱり格差が出てきますので、また地域によって格差が出るというのも、その生活環境も違いますんで、それはいたし方ないかなというふうにも思っています。

この請願に関しましては、文章的にいろいろと私の中では気になるところもありまして、例えば最後の請願項目の中の4番の「中小企業に対する大企業の優越的地位の乱用」とか、言葉の端々に私はちょっと気になることが多いものですから、今回の請願に関しましては不採択でお願いをしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） はい、わかりました。

次に、齊藤委員。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私も長谷部委員と同じように、やっぱりほとんど、全日本の労働人口の90%以上ぐらいが中小・零細企業で働いて、自助努力で資本主義の自由経済の中でやっている中で、何もかにもあれもこれも国でやれと言って、何もできっこないことを何ぼ請願出しても無意味だと。やっぱりもっと具体的に実現可能な賃金の改善とか、中小企業の支援といっても、支援そのもの自体にも余りにも煩雑な手間がかかったり、いろいろなことが起こっている中で、そういうものの改善のほうが先で、この文面見た限りでは、私は継続する必要もないし、不採択。部分的に何らかの形でつくりかえるか何かしないと、これ出す人の良識を疑う。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

次に、加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 私も考え方というか、私はどっちかというと労働者側なんであれなんですけれども、国で進めている政策であるので、ここであれする必要はないかなとは思いますが、継続という形でお願いします。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時41分

○副委員長（清水和弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第1－6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について、継続審査の採決を行います。

本件は起立により採決します。

本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（清水和弘君） 起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

これで請願第1－6号の審査を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議ご苦労さまでした。

ここで、職員入室のために暫時休憩します。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時43分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

ここで、あらかじめ申し上げます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承願います。

最後に、その他を行います。

初めに、甲斐市鳥獣被害防止計画（第4期）終了に伴う計画変更について、農林振興課より説明をお願いいたします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、甲斐市鳥獣被害防止計画（第4期）終了に伴う計画変更についてご説明をさせていただきます。

別冊資料の1ページのほうをお願いいたします。

本市では、平成20年2月21日に施行されました鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、平成20年度に甲斐市鳥獣被害防止計画を策定しております。この計画期間は1期当たり3年程度と定められておりまして、令和元年度は第4期の最終年度になるため、令和2年度から令和4年度を計画期間とする第5期の取り組みに当たり、本市での鳥獣被害の現状を踏まえ、計画の内容を見直すものでございます。本計画には、捕獲対象とする鳥獣の種類や被害防止計画の期間、対象地域のほか、被害の防止に関する基本的な方針などが明記をされております。

本市での問題点でございますけれども、近年の特徴として、中山間地域ではイノシシやニ

ホンジカ、カラスによる農作物被害が発生をしており、市街地地域ではアライグマやハクビシンといった小型鳥獣が空き家や屋根裏に住みつくといった被害が発生をしております。イノシシやニホンジカに関しましては、竜王、敷島、双葉の3つの分会から成る甲斐市鳥獣被害対策実施隊を編成し、例年4月から11月に被害発生地域を中心に捕獲事業を実施しております。また、アライグマやハクビシンに関しましては、小型の箱わなの貸し出しや忌避剤の配布で対応しており、被害が大きい場合には猟友会へ捕獲を依頼している状況でございます。

現在、被害防止計画の対象となっている鳥獣に関しては、捕獲許可の権限を県から市へ移譲されておりました、市が捕獲許可を出すことが可能となっております。しかしながら、被害防止計画の対象となっていない鳥獣の捕獲に際しては、県へ捕獲許可の申請が必要となっております。鳥獣被害に関しては迅速な対応を求められる場合も多く、対象鳥獣を拡大する必要がございます。

2ページのほうをお願いいたします。

今後の対応策でございますけれども、第5期の取り組みに当たっては、従来どおりイノシシやニホンジカを初めとした有害鳥獣の捕獲及び住民による被害防除を推進する取り組みを行ってまいります。また、計画の対象鳥獣に新たにアナグマを加え、県から市へ許可権限を移譲してもらうことにより、猟友会による捕獲等を推進していくとともに、今年度より漆戸地区において実施している鳥獣害防止柵の設置工事に関する事業計画についても、この計画に追記をすることといたしました。

これまでの計画変更の手続においては、数値や文言の軽微な見直しだけであったことから、パブリックコメントを実施しておりませんでした。対象鳥獣の新たな追加や取り組み事業の追記をすることとなるため、広く周知し、意見を求める機会を設けることとしたいと考えております。

今後の予定でございますけれども、12月16日から翌1月9日までの間、パブリックコメントによる意見募集を行い、その後、提出された意見の集約を行って、年度末に新たな計画を公表する予定でございます。

今回、パブリックコメントにより意見募集を行う計画につきまして、要点のみご説明をさせていただきます。

資料の4ページのほうをお願いいたします。

今回の変更では、従前より実施している事項に関する文言は大きく修正をせず、被害状況

数値を直近のものに修正するとともに、資料中の各表や文言中の対象鳥獣名にアナグマに関する事項を追加いたします。

また、4ページ及び5ページの被害数値等につきましては、被害農家からの連絡や現地での聞き取りによる数値の累計を記載いたしますが、実際には小規模な被害もあると推測されることから、この数値よりも多いものと思われるところでございます。

なお、5ページの令和4年度の目標値でございますけれども、目標値の設定は食害の大きが大きく影響することから、正確な数値が立てにくいいため、昨年、一昨年、ほぼ横ばい状態となっている被害実績を参考に、より現実的な数値とするため、昨年度の実績から約1割程度の削減をする目標としておりますが、これ以上の削減ができればと考えておるところでございます。

また、今回新たに10ページの上段の(1)に、今年度より取り組んでいる漆戸地区への鳥獣害防止柵の整備に関する事項を記載しております。この事業につきましては、総延長約1.6キロメートルを計画し、10年間をかけて整備する予定でございますが、今後、県へ補助金要望を継続してまいりながら、できるだけ早期の完成に向け、努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、来る12月16日から1月9日までの間、パブリックコメントを実施いたします。議員の皆様方からもご意見等をいただければと存じますので、別紙のとおり、甲斐市鳥獣被害防止計画に関する意見提言の様式を添付させていただいておりますけれども、そちらの様式により1月9日までにぜひともご意見等をご提出していただければ幸いというふうに考えておるところでございます。

以上が簡単でございますけれども、甲斐市鳥獣被害防止計画の計画変更についての概要となります。よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ今、他の地方でも問題になっている都市部をイノシシが飛び歩くとか、そういうものがあつただけけれども、本市において今までの例の中で、市街地とか、そういうところへ鹿とか、そういう市民からの通報とか、そういうのはなかったか。イ

ノシシとか。

○副委員長（清水和弘君） 丸茂農林振興係長。

○農林振興係長（丸茂貴幸君） 最近ですと、先週の12月2日の日に、双葉で、岩森のあたりで発見されて……

○委員（内藤久歳君） 岩森、何が。

○農林振興係長（丸茂貴幸君） イノシシが3頭発見されまして、そこから双葉東小の付近を通りまして、高原団地を抜けまして、天狗沢に行って、境へ逃げていったという通報が相次いで起こりましたので、防災無線のほうと安心メールのほうで周知をした経緯がございます。以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応、事例としては、そんな事例が1件報告されたということだね。

これについては、今その最近、里山の管理が行き届いていないということで、上からだんだんおりてきているということで、そういう点から考えると、これと関連することだけでも、里山とかああいうところのやっぱり管理の面からも、やっぱりそういう連動しながら対策を考えていくということも必要じゃないかなというふうに思っていて、これはまた意見のほうで書こうかと思うけれども、そういうことも含めて、計画の中に入れておくことも必要じゃないかなというように思っています。そんなことで、またこの提言の中で言っておきたいと思うから、それはいいです。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど河川の被害のところ、河川敷に鹿がいるとかというような、今はいない。流れちゃいましたけれどもね。よく、結局、市のあれじゃないんでしょうけれども、河川敷に結構木がうんと生えていたりとか、要はそういうのが野生動物が生息しやすいような環境になっちゃっているという部分も問題じゃないかと思うので、またそういう部分も考えていただければなと思います。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 先ほどの水辺公園の関連なんです、あそこで国交省の甲府事務所へ行ったときに、この前、有泉議員さんの家の塩川橋に近いところという話があって、鹿が出るという話も国交省の方にして、こちらの高岩のほうも重要ですが、双田橋より上のほうもこういう状況ですので、そっちの対策もお願いします。今から鹿が飛び歩いたり

かいうので事故があっちゃ困るという形の中で、そっちの対策も市としてはやるんですが、そっちの河川敷の管理のほうもお願いしますという話はさせていただいておるところでございます。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、ちょっと教えてください。

アナグマを今回新たに対象にしたということで、これまでは被害防止計画の対象になっている、なっていないがここに書いてあるとおりでと思うんです。ここでいう被害防止計画というのは、今、議題になっている甲斐市鳥獣被害防止計画のことを言っているということですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると今後の話ですけれども、新たに何か新しい動物なり何かが出てきた場合には、本市のこの計画に入れさえすれば、対象になるということではないということですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） ご質問のとおり、この計画の中に名称をつけ加えさせていただいて、資料の9ページになると思いますけれども、下に（4）で許可権限移譲事項というところがあると思いますけれども、そちらに今ハクビシン、アナグマという記載があると思いますが、こちらに新たに名前を加えることによって、この対象鳥獣も甲斐市がとっていい許可権限を県から移譲されるという扱いになるという、そういうふうな中身になっております。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると県の許可はなく、甲斐市の中で書けばもうそれでいいということというのは、非常に何か簡単な話になるんですけれども、今回第4期ですけれども、ある程度の年数の中での計画で、その年度途中の中に新たにそういう動物が出た場合に、計画の途中で加えるということもできるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 3年計画になっておりますので、3年ごとの見直しという形になるので、その間にもし新たに対象というか、有害鳥獣が発生してしまったような場合に

ついては、先ほどちょっと述べましたが、猟友会等をお願いをして駆除していただくという、そういうふうな形になりますので、また新たに何か新種というのはあれですけども、そういうのが出てきたときには、3年後の見直しに加えるというような形になります。

○委員（長谷部 集君） ありがとうございます。

○副委員長（清水和弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市鳥獣被害防止計画（第4期）終了に伴う計画変更についてを終了します。

次に、委員より、委員会関係でその他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 事務局からは何かありますか。

中込書記、お願いします。

○書記（中込美智子君） 事務局からご連絡いたします。

J A 梨北の白ネギ栽培関係者との意見交換会ですが、12月25日水曜日午前10時から委員会室で行います。開催通知につきましては、後日メールボックスに投函いたしますので、ご出席をお願いいたします。

また、次回の建設経済常任委員会は、1月24日金曜日午後1時30分から行います。現地視察を予定しておりますので、準備をお願いいたします。1月24日金曜日午後1時30分からです。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時56分